

学 生 便 覧



看護職を目指すみなさんへ

あなたたちは、准看護師になるという大きな夢を抱いて本校に入学しました。2年後には一人前の准看護師として、胸を張って巣立って欲しいと願っています。日々の勉学に、精一杯努力してください。

本校は昭和27年に准看護婦養成所として岐阜県の指定を受けましたが、その歴史は古く大正9年4月に創立された大垣市医師会附属看護婦養成所が始まりです。この間、多くの卒業生を送り出し、大垣市をはじめ西濃地域等、広く看護の担い手として活躍しています。

本校は、『保健師助産師看護師法』に基づいて准看護師になろうとするみなさんに、必要な知識や技術を教えるとともに、看護の心を育て、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的としています。

急速に進む少子高齢化や医療の高度化に伴い、看護職にも一段と質の高いケアが求められてきました。こうした時代の要請に応じていくため、平成14年から看護学校のカリキュラムが改正され、教育内容の充実が図られました。更に、様々な場で活躍できる准看護師が求められ、新たに令和4年から教育カリキュラムの見直しが行われました。

在学期間は2年間で、1年次は講義を中心に、看護に必要な基礎知識を学びます。入学8ヶ月後には、一定の資質が認められると、看護職の象徴であるナースキャップを戴く戴帽式が行われます。ナースキャップを着け、ナイチンゲール像から灯したろうそくの明かりを手にしたとき、誰もが身の引き締まる思いがして、看護の道へ進む決意を新たにするといいます。

2年次には、主に病院等での実習になります。実際に患者の皆さんに接し、准看護師として必要な技術や心構えを身につけていきます。

看護職は、人の命を預かり、病める人やお年寄りに愛の手を差し伸べる尊い職業です。2年間の学生生活を通じて、人間的にも大きく成長していただき、誰からも信頼される准看護師を目指して頑張ってください。

特に本校の学生の多くが、働きながら学ぶという道を選択されています。健康には十分留意して、勉学に仕事に励んでください。

大垣市医師会准看護学校長

目 次

看護職を目指すみなさんへ

I	学校の概要	
	1. 本校の沿革	1
	2. 教育理念・教育目的・教育目標	1
II	学則及び細則	2
III	教育課程と履修	
	1. 教育課程	11
	2. 年間行事計画	12
	3. 学期	12
	4. 授業時間	13
	学校・園 感染症報告書	14
IV	学生心得	
	1. 諸手続きについて	15
	1) 学生証（身分証明書）	
	2) 学籍番号	
	3) 名札	
	4) 身元保証人	
	5) 授業料の納入	
	6) 各種証明書・発行願・届出	
	7) 車通学許可申請について	
	8) 学生傷害・賠償保険	
	2. 学校生活について	17
	1) 服装	
	2) 身だしなみ	
	3) 健康管理	
	4) 交通事故防止	
	5) その他の禁止事項	
	3. 施設の利用について	18
	1) 図書	
	2) 傘の貸し出し	
	3) コピー	
	4) 美化・清掃	
	5) 物品管理	
	4. クラス運営について	19
	1) クラス	
	2) 学生への連絡	
	3) 当番業務	
	5. 異常事態発生時の対応と緊急連絡について	19
	6. 学校案内図	22
	7. 各種証明書・発行願・届出書類一覧（表1）	23
	8. 大垣市医師会准看護学校・医師会館平面図	24
	9. 各種様式	25

I 学校の概要

1. 本校の沿革

大正 9年 4月 1日	大垣市医師会附属看護婦（産婆）養成所を大垣市外側町、中尋常小学校内に創立 1学年定員：25名
昭和 9年 5月 1日	教場を大垣市清水町、浅井病院内に移転
昭和27年 3月13日	岐阜県の准看護婦養成所指定を受ける
昭和27年 4月 1日	大垣看護婦養成所と名称変更
昭和31年 3月17日	大垣市医師会大垣准看護婦学校と名称変更
昭和37年 4月 1日	大垣市南頬町1丁目74番地に新校舎新築移転 1学年定員：60名
昭和46年12月26日	大垣市新田町380番地に新校舎新築移転
昭和48年 4月 1日	1学年定員：100名
昭和56年11月29日	大垣市医師会准看護婦学校創立30周年記念式典
平成 9年 4月 1日	男子学生を受け入れ
平成10年 4月 1日	大垣市医師会准看護学校と名称変更
平成13年11月 8日	大垣市医師会准看護学校創立50周年記念式典 50周年記念碑『博愛』寄贈
平成14年 3月 1日	准看護婦を准看護師に名称変更
平成14年 4月 1日	准看護師カリキュラムの改正 1学年定員：80名
令和 4年 4月 1日	指定規則改正に伴うカリキュラムの改正

2. 教育理念・教育目的・教育目標

〔教育理念〕

保健師・助産師・看護師法に基づき、准看護師になろうとする者に必要な知識、技術、態度を修得させ、広く社会に貢献しうる人材を育成する。

〔教育目的〕

看護の概念及び看護の対象としての人間を理解し、健康レベルに応じた看護の基礎的知識、技術、態度を習得し実践できる学生を育成する。

〔教育目標〕

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を身につけることができる。
- 2) 医師・歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を身につけることができる。
- 3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を身につけることができる。
- 4) 保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を身につけることができる。
- 5) 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を身につけることができる。

大垣市医師会准看護学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 大垣市医師会准看護学校は、保健師助産師看護師法に基づき、准看護師になろうとする者に必要な知識、技術を教授し、社会に貢献できる者を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 大垣市医師会准看護学校（以下「本校」という）と称する。

(位置)

第3条 本校は、大垣市新田町1丁目8番地に置く。

(課程、学科及び学生定員)

第4条 本校の課程、学科、入学定員及び総定員は次のとおりとする。

課程	学科	入学定員	総定員
准看護師課程	准看護学科 昼間定時制	80人	160人

(修業年限及び在学期間)

第5条 本校の修業年限は2年とし、学生は修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2期とする。

一 前期 4月1日から9月30日まで

二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休日及び休業)

第7条 休日及び休業は、次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 季節休業日は、1年を通じて6週間程度とする。

四 その他学校長が特に定める日

2 学校長は、必要により前項の休日及び休業を変更することができる。

第3章 教育課程

(教育課程及び時間数)

第8条 本校における教育課程及び時間数は別表1のとおりとする。

(試験及び成績評価)

第9条 授業科目および臨地実習科目の授業時間数の3分の2以上出席した者は、試験等による成績の評価（以下「評価」という）を受けることができる。

2 授業科目の評価の時期及びその基準は、別に定める。

II 学則及び細則

(教育課程修得の認定)

第10条 学校長は、所定科目を履修したのものに対して、当該科目の試験、その他により総合的に評価し、修得の認定をする。

2 教育課程の修得認定基準は別に定める。

(進級の認定)

第11条 学校長は、当該学年の全ての課程を修了した者について進級の認定を認める。

第4章 入学・退学・転学・休学・復学等

(入学資格)

第12条 本校に入学できる者は、次の各号の1に該当するものとする。

一 中学校を卒業している者

二 中等教育学校の前期課程の修了した者

三 前項以外の者で学校教育法第57条に該当する者

(入学試験手続)

第13条 前条の規定により入学を希望する者は、指定の期日までに、次に掲げる書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

一 受験願書（第1号様式）

二 調査書または成績証明書

三 卒業証明書または卒業見込証明書

2 入学検定料は別に定める

(入学試験)

第14条 入学を志願する者に対して推薦入学試験又は一般入学試験を行う。

2 前項の入学試験は、筆記試験及び面接試験等の方法により行う。

3 入学試験の期日、場所、その他試験の実施に関し必要な事項は、その都度学校長が定める。

(入学許可)

第15条 前条の試験に合格したものについては、学校長が入学を許可する。

(入学手続き)

第16条 入学を許可された者は指定の期日までに誓約書（第2号及び第3号様式）を学校長に提出しなければならない。

(身元保証人)

第17条 前条の第2号様式に記載する身元保証人は、親権者、未成年後見人、又は3親等内親族でかつ本校に対して学生の身上に関する責任を負うことができる者でなければならない。

2 学生が未成年者であるときは、前項の身元保証人のうち1人は親権者又は未成年後見人でなければならない。

3 学校長は、身元保証人が適正でないと思えたときは、これを変更させることができる。

(保証人)

第18条 第16条の第3号様式に記載する保証人は親権者、未成年後見人、又は弁済をする資力をもつる者でなければならない。

(身元保証人又は保証人の変更)

第19条 学生は、身元保証人を変更したとき又は誓約書の記載事項に変更があったときは、ただちに身元保証人変更届（第4号様式）を学校長に提出しなければならない。

2 保証人を変更したときは、ただちに保証人変更届（第5号様式）を学校長に提出しなければならぬ。

（休学）

第20条 学生は、傷病、その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、その理由を詳記し、身元保証人が連署した休学願（第6号様式）を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。また、必要がある時は、医師の診断書の提出を求めることができる。

2 休学期間は1年以内とし、特別な理由がある場合に限り学校長はその期間を延長することができる。

3 休学期間是在学期間に算入しない。

4 休学期間は通算して2年を超えない。

（復学）

第21条 休学期間が終了したとき又は休学期間内であっても、その理由が消滅した場合にはその理由を詳記し、身元保証人が連署した復学願（第7号様式）を学校長に提出し、その許可を得て復学することができる。また、必要がある時は、医師の診断書の提出を求めることができる。

（転入学及び転出学）

第22条 転入学及び転出学については、学校運営会議に諮りこれを許可することができる。

2 転入及び転出を希望する者は、転学願（第8号様式）を提出し、学校長によりこれを許可することができる。

（除籍）

第23条 学校長は、次の各号の1に該当する者を除籍することができる。

一 死亡の届があった者

二 授業料を納期までに納付せず、かつ督促しても納付しない者

三 退学を命じても従わない者

（退学）

第24条 学生は、退学しようとするときはその理由を詳記し、身元保証人が連署した退学願（第9号様式）を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（出席停止）

第25条 学校長は、学校保健安全法の規定に基づき、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある学生に対して出席停止を命ずることができる。

第5章 卒業

（卒業）

第26条 学校長は、本校に2年以上在学し、第8条に定める教育課程の全ての科目を修得した者については、卒業の認定をする。

2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書（第10号様式）を授与する。

第6章 職員組織および運営

（職員組織）

第27条 本校に次の職員を置く。

一 学校長 1名

二 副校長 1名以上

三 教務主任 1名

四 実習調整者 1名

五 専任教員 6名以上

六 事務長 1名

七 事務職員 1名以上

八 健康管理医 1名以上

九 非常勤講師 学校長が必要と認めた員数

2 職員の職務は、別に定める。

（会議）

第28条 本校には、次の各号に挙げる委員会及び会議を設置する。

一 運営会議

二 職員会議

三 教務会議

四 講師会議

五 実習指導者会議

六 進級・卒業認定委員会

七 入学試験審査委員会

2 委員会及び会議の組織及び運営について必要な事項は別に定める。

第7章 健康管理

（健康管理）

第29条 学校長は、学生に対して、年1回以上の健康診断を実施する。

2 健康管理について必要な事項は別に定める。

第8章 入学金・運営協力金及び授業料等

（入学金及び運営協力金）

第30条 入学金及び授業料等は別に定める。

2 前項授業料のほか、教材費・その他の費用を徴収することができる。

第9章 表彰及び懲戒

（表彰）

第31条 学校長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる者を表彰することができる。

（懲戒）

第32条 学校長は、学生が学則その他規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときはその学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓戒・停学及び退学とする。

3 前項の懲戒は、次の各号の1に該当する者に対して行うことができる。

一 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

二 正当な理由なく1か月以上欠席した者

三 兼行が不良で改心の見込みがないと認められる者

四 その他学業を継続することが不適当と認められる者

第10章 雑則

第33条 本学則施行に関し必要な細則は、学校長が別に定める。

第11章 学則の改正

第34条 本規則の改正は、学校運営会議及び大垣市医師会理事会で決定し、定時総会で報告する。

附 則

本規則は昭和55年11月26日より施行する。

附 則

本規則は昭和61年10月1日より施行する。

附 則

本規則は平成元年4月1日より施行する。

附 則

本規則は平成2年4月1日より施行する。

附 則

本規則は平成6年4月1日より施行する。

附 則

本規則は平成9年4月1日より施行する。

附 則

本規則は平成10年4月1日より施行する。

附 則

本規則は平成14年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日より施行する。

従来の校則は、平成18年3月31日をもって廃止する。ただし、現に在学する学生については、従前の校則を原則とする。

附 則

この学則は平成20年3月3日より施行する。

附 則

この学則は平成24年4月1日より施行する。

附 則

この学則は平成29年6月1日より施行する。

附 則

この学則は平成31年4月30日の翌日から施行する。

附 則

この学則は令和4年4月1日より施行する。ただし、別表1教育課程について、令和4年4月以前の入学者は従前の例による。

附 則

この学則は令和8年4月1日より施行する。

別表1
教育課程

区分	教育科目	時間数			
		講義	実習	計	
基礎分野	論理的思考の基礎	35	—	35	
	人間と生活・社会	35	—	35	
	小計			70	
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	I	35	—	
		II	35	—	
		III	35	—	
	栄養	—	35	—	
	薬理	I	35	—	
		II	35	—	
	疾病の成り立ち	I	35	—	
		II	35	—	
		III	35	—	
	保健医療福祉の仕組み・看護と法律	—	35	—	
	小計			350	
専門分野	基礎看護	看護概論	I	35	—
			II	35	—
		基礎看護技術I	1-1	35	—
			1-2	35	—
			1-3	35	—
			1-4	35	—
			1-5	35	—
	1-6		35	—	
	基礎看護技術II	—	35	—	
	臨床看護概論	I	35	—	
		II	35	—	
	成人看護	成人看護I	1-1	35	—
			1-2	35	—
			1-3	35	—
			1-4	35	—
	成人看護II	—	35	—	
	老年看護	—	35	—	
	母子看護	I	35	—	
	精神看護	I	35	—	
		II	35	—	
	小計			735	
臨地実習	基礎看護	I	—	51	
		II	—	52	
		III	—	107	
	成人看護	I	—	231	
		II	—	52	
		—	—	102	
老年看護	—	—	102		
母子看護	I	—	30		
精神看護	II	—	40		
	合計			735	
	総計	1155	735	1890	

5

6

第1号様式

		*受験番号			
大垣市医師会准看護学校 受験願書					
ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日			*受付印
	年 齢	性 別	男・女		
本 籍	〒 — — TEL — —				写真貼付 (全面糊づけ) 1.縦4cm×横3cm 2.正面/無帽/上半身 3.3ヶ月以内撮影 4.裏面に氏名記入
現住所					
学 歴	学 校 名	在学期間		区 分	
	中学校	年 月～	年 月	卒 業	
	高等学校	年 月～	年 月	卒業・卒業見込・中退	
		年 月～	年 月	卒業・卒業見込・中退	
職 歴	勤 務 先	勤務期間		勤務年数	
		年 月～	年 月	年 月	
		年 月～	年 月	年 月	
		年 月～	年 月	年 月	
特殊技能 得意学科					
志願理由					

注 1.数字は算用数字を用い、*欄は記入しない。
 2.性別、学歴区分欄は該当するものを○で囲む。
 3.職歴が無い場合は「なし」と記入。
 4.氏名は戸籍の字で記入。
 5.年齢は 年4月1日現在で記入。
 6.黒鉛(ペンを)で記入。

7

第2号様式

誓 約 書

大垣市医師会准看護学校長 様

私は、在学中諸規定を固く守り学業に専念します。

年 月 日

学生氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 (才)

上記の者の身上に関する次の事項について責任をもって対応します。

- ・学生の身分異動(休学、復学、転学、退学)についての同意
- ・非常時の連絡対応
- ・学生の実績通知の受領
- ・個人情報の取り扱いの同意
- ・規定違反者に対する指導・改善

年 月 日

身元保証人 住 所 _____

電 話 () _____

氏 名 _____

年 齢 _____ 才

本人との関係 _____

身元保証人 住 所 _____

電 話 () _____

氏 名 _____

年 齢 _____ 才

本人との関係 _____

注 身元保証人とは、1.親権者又は未成年後見人であること。
 2.3親等内親族であること。

8

誓 約 書

大垣市医師会准看護学校長 様

学生氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 才)

上記の者の在学中に生じた入学金、運営協力金、授業料及び実習費、休学管理料（大垣市医師会准看護学校細則第15条別表1の額）の納付について、本人が履行しない場合は、112万円を限度として保証人が履行します。

年 _____ 月 _____ 日

保証人 住 所 _____

電 話 (_____) _____

氏 名 _____

年 齢 _____ 才 _____

本人との関係 _____

保証人 住 所 _____

電 話 (_____) _____

氏 名 _____

年 齢 _____ 才 _____

本人との関係 _____

注 保証人とは、1.親権者又は未成年後見人であること。
2.弁済をする資力を有する者であること。

身元保証人変更届

年 _____ 月 _____ 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号 _____

第 _____ 回生 _____ 年

氏 名 _____

記

下記のとおり身元保証人に変更がありましたのでお届けいたします。

1. 身元保証人（新）

本 籍	_____
住 所	_____
電 話	— —
氏 名	_____
生年月日	年 _____ 月 _____ 日 生 (_____ 才)
本人との関係	_____

2. 身元保証人（旧）

本 籍	_____
住 所	_____
電 話	— —
氏 名	_____
生年月日	年 _____ 月 _____ 日 生 (_____ 才)
本人との関係	_____

3. 変更の理由

保証人変更届

年 _____ 月 _____ 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号 _____

第 _____ 回生 _____ 年

氏 名 _____

記

下記のとおり保証人に変更がありましたのでお届けいたします。

1. 保証人（新）

本 籍	_____
住 所	_____
電 話	— —
氏 名	_____
生年月日	年 _____ 月 _____ 日 生 (_____ 才)
本人との関係	_____

2. 保証人（旧）

本 籍	_____
住 所	_____
電 話	— —
氏 名	_____
生年月日	年 _____ 月 _____ 日 生 (_____ 才)
本人との関係	_____

3. 変更の理由

休 学 願

年 _____ 月 _____ 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号 _____

第 _____ 回生 _____ 年

本人氏名 _____

身元保証人氏名 _____

身元保証人氏名 _____

次の理由により休学したいので、許可くださいますようお願いいたします。

1. 休学期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から
_____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

2. 理 由 _____

<添付書類>
医師の診断書（傷病のため休学する場合）

復学願

年 月 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号 _____

本人氏名 _____

身元保証人氏名 _____

身元保証人氏名 _____

次のとおり復学したいので、許可くださいますようお願いいたします。

1. 復学する学年 第 _____ 学年

2. 復学する期日 年 月 日 から

3. 理 由

転学願

年 月 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号 _____

第 _____ 回生 年

本人氏名 _____

身元保証人氏名 _____

身元保証人氏名 _____

下記の理由により、転入（転出）したいので許可くださいますようお願いいたします。

記

<理 由>

退学願

年 月 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号 _____

第 _____ 回生 年

本人氏名 _____

身元保証人氏名 _____

身元保証人氏名 _____

次の理由により退学したいので、許可くださいますようお願いいたします。

1. 退学年月日 年 月 日

2. 理 由

第 号

卒業証書

年 月 日生

本校において准看護学科の
課程を卒業したことを
証する

年 月 日
大垣市医師会准看護学校

校長 印

大垣市医師会准看護学校 細則

(目的)

第1条 この細則は、大垣市医師会准看護学校学則(以下「学則」という)第33条に基づき、適正な運営管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

(休日及び休業)

第2条 季節休業日は次のとおりとする。

(1) 春季休業は2週間程度とする。

(2) 夏季休業は2週間程度とする。

(3) 冬季休業は2週間程度とする。

(授業科目及び時間数)

第3条 学則第8条に定める授業科目は必須とする。

2 授業については、1時間を45分とする。

3 臨地実習については、1時間を45分とし、1週間の時間数は30時間程度とする。

(臨地実習)

第4条 臨地実習において、患者を受け持つ場合、臨地実習同意書(第11号様式)を取り交わすものとする。

2 臨地実習において知り得た個人情報は、他人に洩らしてはならない。

(試験及び成績評価)

第5条 学則第9条の規定に基づき、科目試験の実施時期は次のとおりである。

(1) 所定の授業科目を終了したとき

(2) 担当教員が必要と認めたとき

2 科目試験は筆記試験を原則とし、必要に応じて実技試験等の方法により行う。

3 同一科目を複数の教員で分担する場合は統合して行う。

4 授業時間数の多い科目にあたっては、中間試験を行うことができる。

5 科目試験の成績評価は、各科目100点満点とし、60点以上を合格とする。

6 科目試験については、各科目の出席すべき時間数の3分の2以上出席した者について評価する。

7 臨地実習については、各実習科目の出席すべき時間数の3分の2以上出席した者について評価する。

8 再試験については、次の各号による。

(1) 科目試験の成績が合格に満たなかった者について、原則として1回に限り再試験を受けることができる。

(2) 再試験を受けようとする者は、再試験願(第12号様式)に学校長が定める再試験料を添えて提出し、学校長の承認を得る。

(3) 再試験の評点は、100点満点として60点以上を合格とする。ただし、その点数が60点を超える場合であってもその評点は60点とする。

(4) 再試験の時期、方法については担当教員がこれを定める。

9 追試験については次の各号による。

(1) 追試験は、傷病(出席停止)、その他やむを得ない理由により試験当日、受験できなかった者に対して行う。

(2) 追試験を受けようとする者は、追試験願(第13号様式)を学校長に提出し、その承認を得る。

(3) 追試験の評点は、その科目の評点を100点満点として、その点数から10%を減じた点数とし、60点以上を合格とする。

(4) 追試験は、登校可能となった最初の登校日に行う。

10 再実習については、次の各号による。

(1) 再実習は、臨地実習科目の時間数の3分の2以上出席できなかつた者に対して行う。

(2) 再実習を受けようとする者は、再実習願(第14号様式)と学校長が定める再実習料を添えて提出し、学校長の承認を得る。

(3) 再実習の評点は、100点満点として60点以上を合格とする。ただし、その点数が60点を超える場合であってもその評点は60点とする。

(4) 実習の成績評価の評点が60点に達していない者については、運営会議に諮り、校長が再実習を認める場合がある。

(5) 再実習の時期、期間、内容については、担当教員が定める。

11 追実習については、次の各号による。

(1) 追実習は、傷病(出席停止)、その他やむを得ない理由により、臨地実習科目の時間数の3分の2以上出席できなかつた者に対して、不足時間数分の実習を行う。

(2) 追実習を受けようとする者は、追実習願(第15号様式)を学校長に提出し、その承認を得る。

(3) 追実習の評点は、素点で評価し、100点満点として60点以上を合格とする。

(4) 追実習の時期、期間、内容については、担当教員が定める。

(教育課程修得の認定)

第6条 学則第10条に定める教育課程修得の認定は、当該授業科目を履修し、その試験科目等に合格したものについて行う。

(入学試験)

第7条 学則第13条に定める入学検定料は(別表1)に定める。

第8条 推薦入学試験は、次の各号により行う。

(1) 学則第12条に定める入学資格を有する者で、学習成績が良好で学校長の推薦を受けた者。

(2) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者、若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者で、医療、保健、福祉のいずれかの施設において、3年以上業務に従事し、施設長の推薦を受けた者。

(3) 心身ともに健康で、看護の学習に意欲があり、学習環境が整っている者。

(4) 卒業後、岐阜県内に看護職として就業する強い意志を有する者。

(5) 推薦入学者は、入学定員の60%程度とする。

(6) 推薦入学試験は、小論文及び面接によって行う。ただし、公募区分については、国語・小論文・面接を行う。

2 一般入学試験は、国語・小論文・面接を行う。

3 入学試験に関して必要な事項は、入学試験審査委員会の協議を経て学校長が定める。

(転入学及び転出学)

第9条 転入及び転出を志願する者は、身元保証人2名が連署し、理由を詳記した転学願(第8号様式)を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項により転入を許可された者が、既に修得している科目の認定は、学校長が行う。

(欠席)

第10条 欠席するときは、事前に連絡し、事後速やかに欠席・欠課・遅刻・早退・忌引届(第16号様式)を学校長に提出しなければならない。

2 1週間以上の病欠欠席の場合は、医師の診断書を添える。

(欠課)

第11条 講義授業時間において、開始時間から16分以上45分以内の遅刻をした場合は、1時間の欠課とする。

2 臨地実習において、開始時間から16分以上45分以内の遅刻をした場合は、1時間の欠課とする。

3 欠課しようとする者は、事前に連絡し、事後速やかに欠席・欠課・遅刻・早退・忌引届（第16号様式）を学校長に提出しなければならない。

4 傷病（出席停止）および校長がその他やむを得ないものと認めるときは、オンライン授業の参加、または当該授業のレポートを最初の登校日から起算して1週間以内に提出し、且つ担当講師がこれを受理したことにより、当該授業の欠課分を出席時間数に代替することができる。（遅刻及び早退）

第12条 遅刻又は早退しようとする場合は、事前に連絡し、事後速やかに欠席・欠課・遅刻・早退・忌引届（第16号様式）を学校長に提出しなければならない。

2 遅刻とは、授業開始後15分以内に入室した場合をいい、早退とは、授業終了前15分以内に退室した場合をいう。

（忌引）
第13条 忌引の場合は、事前に連絡し、事後速やかに欠席・欠課・遅刻・早退・忌引届（第16号様式）を学校長に提出しなければならない。

（出席停止）
第14条 出席停止については、学校保健安全法に規定する学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準に準ずる。

2 前項に該当する者は、速やかに医師の診断書を学校長に提出しなければならない。

3 感染症のおそれがないと診断された者は、学校長に診断書を提出し、出席の許可を受けなければならない。

第15条 学則第30条に定める入学金・運営協力金・授業料等の額及び納期限は（別表1）のとおりとする。

（別表1）

入学検定料	10,000円	入学願書提出時納入
入学金	200,000円	合格発表後指定期日までに納入
運営協力金	200,000円	合格発表後指定期日までに納入
授業料	20,000円（月額）	前期分（4月）に6ヶ月分納入 後期分（10月）に6ヶ月分納入
実習費	5,000円（月額）	
休学管理料	5,000円（月額）	

2 入学検定料は入学願書提出時に納入するものとする。

3 入学金及び運営協力金は指定期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとする。

4 入学年の3月31日までに入学を辞退する場合は、運営協力金を返還するものとする。

5 授業料及び実習費の納入期限は、毎学期の最初の月の末日までに指定の銀行口座へ振り込むものとする。

6 休学を許可された学生については、前期又は後期の全期間を休学した場合に限り、当該期分の授業料及び実習費は徴収しないものとする。ただし、休学管理料は毎学期の最初の月の末日までに指定の銀行口座へ振り込むものとする。

7 納入済みの授業料及び実習費は返還しないものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年3月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年9月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年6月1日から施行する。ただし、現在在学する学生については、第15条（別表1）の休学管理料の規定を除き、従前の細則を適用する。

附 則

この細則は、平成30年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月30日の翌日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、臨地実習について、令和4年4月以前の入学者は従前の例による。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

追 実 習 願				
		年	月	日
大垣市医師会准看護学校長 様				
	学籍番号	—		
	第	回生	年	組
	氏名			
このたび下記の事由により、追実習を受けたいので実施していただきますようお願いいたします。				
記				
実習期間		年	月	日から
		年	月	日
実習場所				
実習科目				
〔理由〕				

欠 席 ・ 欠 課 ・ 遅 刻 ・ 早 退 ・ 忌 引 届				
		年	月	日
大垣市医師会准看護学校長 様				
	学籍番号	—		
	第	回生	年	組
	氏 名			
	・ 欠 席			
この度下記の事由により、				
	・ 欠 課 したいので（しましたので）届出ます。			
	・ 遅 刻（※授業開始後15分以内入室）			
	・ 早 退（※授業終了前15分以内入室）			
	・ 忌 引			
記				
〔期 間〕		年	月	日
		時	分	から
		年	月	日
		時	分	まで
〔理 由〕				

※病気による欠席日数が1週間以上あるときは医師の診断書を添えること。

Ⅲ 教育課程と履修

1. 教育課程

区分	教育内容		時間数			
			講義	実習	計	
基礎分野	論理的思考の基盤		35	—	35	
	人間と生活・社会		35	—	35	
	小計				70	
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	I	35	—	105	
		II	35	—		
		III	35	—		
	栄養		35	—	35	
	薬理	I	35	—	70	
		II	35	—		
	疾病の成り立ち	I	35	—	105	
		II	35	—		
		III	35	—		
	保健医療福祉の仕組み・看護と法律		35	—	35	
小計				350		
専門分野	基礎看護	看護概論	I	35	—	70
			II	35	—	
		基礎看護技術 I	I - 1	35	—	245
			I - 2	35	—	
			I - 3	35	—	
			I - 4	35	—	
			I - 5	35	—	
			I - 6	35	—	
		基礎看護技術 II		35	—	70
		臨床看護概論	I	35	—	
	II		35	—		
	成人看護	成人看護 I	I - 1	35	—	210
			I - 2	35	—	
			I - 3	35	—	
			I - 4	35	—	
	成人看護 II		35	—	70	
	老年看護		35	—		
	母子看護	I	35	—	70	
		II	35	—		
	精神看護	I	35	—	70	
II		35	—			
小計				735		
臨地実習	基礎看護	I	—	51	210	
		II	—	52		
		III	—	107		
	成人看護	I	—	231	385	
		II	—	52		
	老年看護		—	102	70	
	母子看護	I	—	30		
		II	—	40		
精神看護		—	70	70		
合計				735		
総計			1155	735	1890	

2. 年間行事計画

1年次	4月	入学式・オリエンテーション 胸部レントゲン撮影
	7月	健康診断 基礎看護実習Ⅰ 防犯講話
	8月	夏季休業
	9月	ボウリング大会
	10月	社会見学 防災訓練
	12月	戴帽式 冬季休業
	1月	基礎看護実習Ⅱ
	2月	基礎看護実習Ⅲ
	3月	春季休業
	2年次	4月
5月		健康診断
6月		成人・老年・母子・精神看護実習開始
7月		防犯講話
8月		夏季休業（一部日程調整あり）
9月		第1回准看護師模擬試験 ボウリング大会
10月		防災訓練 第2回准看護師模擬試験
12月		冬季休業
1月		卒業試験 第3回准看護師模擬試験
2月		岐阜県准看護師試験
3月	卒業式	

3. 学 期

学年は4月1日から翌年3月31日までで、2期に分けられる。

前期 : 4月1日から9月30日

後期 : 10月1日から3月31日

4. 授業時間

1) 授業時間：1時間は45分とします。

〔1年次〕

月曜日～水曜日 金曜日	1時間目	13：20～14：05
	2時間目	14：05～14：50
	休憩	14：50～15：00
	3時間目	15：00～15：45
	4時間目	15：45～16：30
木曜日	1時間目	9：00～9：45
	2時間目	9：45～10：30
	休憩	10：30～10：40
	3時間目	10：40～11：25
	4時間目	11：25～12：10
	昼食	12：10～12：50
	掃除	12：50～13：00
	ショートホームルーム	13：00～13：20
	5時間目	13：20～14：05
	6時間目	14：05～14：50
	休憩	14：50～15：00
	7時間目	15：00～15：45
	8時間目	15：45～16：30

〔2年次〕

月曜日～木曜日	1時間目	13：20～14：05
	2時間目	14：05～14：50
	休憩	14：50～15：00
	3時間目	15：00～15：45
	4時間目	15：45～16：30
金曜日	1時間目	9：00～9：45
	2時間目	9：45～10：30
	休憩	10：30～10：40
	3時間目	10：40～11：25
	4時間目	11：25～12：10
	昼食	12：10～12：50
	掃除	12：50～13：00
	ショートホームルーム	13：00～13：20
	5時間目	13：20～14：05
	6時間目	14：05～14：50
	休憩	14：50～15：00
	7時間目	15：00～15：45
	8時間目	15：45～16：30

- ※ 時間割予定表は月単位で編成し実施します。
- ※ 時間割に変更・休講等がある場合は、その都度連絡します。
- ※ 卒業式は土曜日に行います。

学校感染症報告書 （本書面は、身元保証人が記入する）

学校名 大垣市医師会准看護学校

年 組 氏名 _____

種類	○印	病 名	出席停止期間の基準 <small>（※ただし、医師が伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない）</small>
第1種		病名（ ）	治癒するまで
第2種		インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで（ただし上記※による短縮を認めない）
		結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種		コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（ ） ←	上にないものについては、診断を受けた感染症名をご記入ください。診断が不明の場合は空欄で可。	

■ 医師より、上記の病気（○印）との診断を受けましたので、次のとおり報告します。

受診した医療機関名		
インフル の 新 型 コ ル オ ナ ザ 合	発 症 日	年 月 日 ()
	(インフルの場合) 解熱した日 (新型コロナの場合) 軽快*した日	年 月 日 ()
	<small>*解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善した日</small>	
以 新 外 型 の コ ル オ ナ ザ 合	医師の診断を受けた日	年 月 日 ()
	医師が診断した出席可能日	年 月 日 ()
学校を欠席した期間		年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

署名欄 _____ 年 月 日 身元保証人 _____ (自署)

【注意事項】

- ・受診を証明できるもの（調剤薬局の薬の説明書等、患者名、日付、薬剤名、医療機関名等が記入されたもの）の原本を添付して下さい。（学校で確認した後、原本はお返しします。）
- ・登校につきましては、医師の指示に従って下さい。

IV 学生心得

大垣市医師会准看護学校の学則をはじめ、それに基づいて定められている諸規則を守って生活しましょう。

1. 諸手続きについて

1) 学生証（身分証明書）

- (1) 学生証は学生の身分を証明するもので、試験・各種の証明書の申請、学割及び定期券の購入等全てにわたり提示しなければならないため、常に携帯し大切に扱うこと。
- (2) 学生証を紛失、汚染・破損した場合や記載事項に変更があった場合は、速やかに再発行を受ける。再発行後、旧学生証が発見された時は、直ちに旧学生証を返納すること。
- (3) 学生証の再発行は、「学生証・名札再発行願」に再発行料500円と写真を添えて申し込むこと。
- (4) 学生証は他人に貸与又は譲渡してはいけない。
- (5) 学生証は、学籍を離れた時（退学・休学時・卒業時）直ちに返納すること。

2) 学籍番号

- (1) 学生証に記載されている番号が学籍番号です。この学籍番号は在籍中のみならず、卒業後も変更することはありませんので正確に覚えておくこと。
- (2) 試験、各種届出、証明書の申請など学内の事務処理はこの学籍番号を使用する。

3) 名札

- (1) 名札は、校内及び実習場所を着用しなくてはならないため、大切に扱うこと。
- (2) 名札を紛失、汚染・破損した場合や記載事項に変更があった場合は、すみやかに再交付を受けること。
- (3) 名札の再発行は、「学生証・名札再発行願」に再発行料500円と写真を添えて申し込むこと。

4) 身元保証人

学生に関する一切の責任は保証人等が負うものとする。保証人等を無断で変更することは禁止している。変更が必要な時は申し出ること。

5) 授業料の納入

授業料は2期に分けて納入すること。

期 日	納 入 分
4月末日まで	4月～9月分（6ヶ月分）
10月末日まで	10月～3月分（6ヶ月分）

授業料を納期までに納付せずかつ催促しても納付しない者は、学校運営会議に諮り、除籍となります。

6) 各種証明書・発行願・届出

- (1) 各種証明書の申請等については、所定の用紙に必要事項を記入しP23(表1)に定める所に提出すること。
- (2) 各種届出用紙等に記入漏れや不備がある場合及び提出期日が厳守できない場合は受理しません。
- (3) 各種証明書の発行に要する期間は、申請書を受理してから1週間以内に交付します。申請した当日に交付することはできませんので余裕を持って申し込んでください。

7) 車通学許可申請について

自動車通学は、原則として禁止していますが、車での通学が必要な場合は、下記①～③を揃えて申請すること。入学時以外の時期に車通学を希望する場合は、前期または後期の駐車場料金を徴収する期間のみ申請の受付をします。

- ①車・オートバイ通学許可申請書
- ②運転免許証のコピー
- ③自動車任意保険加入証明書(保険証券)のコピー

- (1) 車通学許可申請をし、駐車場料金を納入した方に「駐車場許可証」を発行しますので、車の前面フロントに(外から見えるように)常時置いてください。(オートバイは除く)
- (2) 「駐車場許可証」を破損・紛失した場合は、直ちに申し出て再交付の申請をしてください。(再交付料:500円)
- (3) 車種・登録番号を変更した場合は、直ちに申し出て再交付の申請を(上記①③を提出)してください。(再交付料は必要ありません)
- (4) 保険加入期間が過ぎた場合や保険内容に変更があった場合は、直ちに新しい保険加入証明書のコピーを提出してください。
- (5) 学校指定以外の駐車場へは駐車しないでください。
- (6) 申請していない車の通学および駐車は禁止します。
- (7) 登下校および始業から終業時間内に他の学生と同乗は原則禁止する。ただし、臨地実習場への乗り合わせは許可する場合があります。

学校指定の駐車場

- A. 大垣市民病院近隣(大垣市禾森6丁目)大垣市民病院まで徒歩10分
- B. 大垣市医師会准看護学校近隣(大垣市大井4丁目)学校まで徒歩5分

駐車場利用規則

1. 契約期間は原則として申請年度の前期または後期から卒業年度の3月までとする。
2. 駐車料金は毎学期の最初の月の指定期日までに前払いで納めること。
3. 駐車場出入りの走行は徐行のうえ、安全運転を心がけること。
4. 駐車場の利用を証明する「駐車場許可証」を前面フロントに常時おくこと。
5. 駐車場内に引火物、危険物等の持込をしないこと。
6. 駐車場内では喫煙しないこと。
7. 駐車場内にゴミ等を捨てないこと。
8. 駐車場利用者は互いに協力・協調して事故の防止につとめること。

9. 駐車場内の自動車は、必ず旋錠し室内に貴重品等を置かないこと。
10. 隣地が住宅なので、アイドリング等、騒音をださないこと。また、隣地住宅の境のフェンスに対し前向きに止め、損傷を与えた場合は、修理をすること。
11. 駐車場内での盗難・損傷等については各自責任を持つこと。但し、教務に事故報告をすること。
12. 駐車場利用規則が守れない場合は、駐車場利用は禁止する。

8) 学生傷害・賠償保険

学生が事故等により傷害を受けた場合や、第3者に対して賠償責任が生じた場合に備えて、傷害・賠償責任保険に加入します。事故が発生した場合、直ちに教務に報告して指示を受けてください。

2. 学校生活について

1) 服装

- (1) 式典時の服装は学校指定の制服（ブレザー・パンツ又はスカート）とし、中に着用するものは襟付無地の白シャツとする。
- (2) 通常授業の服装は、学校指定の制服（ブレザー・パンツ又はスカート）とし、中に着用するものは襟付またはスタンドカラーの白・黒・紺・グレーのシャツとする。（ワンポイント・リボン可）
- (3) セーター、ベスト（白・黒・紺・グレー）の着用は可とする。
夏季（6月～9月）はブレザーを着用しなくてもよい。また、ポロシャツ（白・黒・紺・グレー）の着用も可とする。
- (4) 学内では学校指定の上履き（黒）を使用すること。
- (5) 登下校時の履物はサンダルを禁止とする。
- (6) 臨地実習においては学校指定の実習着と白の靴下、ナースシューズを着用すること。
- (7) 体操服（ジャージ）は一部の臨地実習で着用する。また、制服の洗い替えとして数日間着用することを認める場合がある。

2) 身だしなみ

- (1) 学生として品位ある服装や身だしなみを心がけること。（ネックレス・指輪・ピアス・カラーコンタクトレンズ・アイプチ・つけまつ毛は禁止）
- (2) 化粧はナチュラルメイクとする。
- (3) 髪は襟元につかないようにまとめ、常に清潔に整えること。色はナチュラルカラーとする。（髪色見本No.5まで可）
- (4) 爪は短く整えマニキュアはしない。
- (5) 香水類は禁止とする。

3) 健康管理

- (1) 年1回、校内の健康診断を受けること。
- (2) 感染症の抗体価が基準値に満たない学生は、臨地実習の前までに予防接種を行うこと。
- (3) 保育園実習の前までに検便を行うこと。

4) 交通事故防止

- (1) 自動車・オートバイ・自転車等を所用するものは、交通規則を守ること。
- (2) 事故に遭遇した場合には、直ちに学校（教務）に報告し、その後交通事故報告書を提出すること。

5) その他の禁止事項

- (1) 授業や行事など学生としての課業を忌避すること
- (2) 登校してからの無断の外出
- (3) 授業中のゲームや携帯電話の使用（携帯電話は授業開始前に必ず電源を切ること）
- (4) 授業中や試験中の私語、受講教科以外の学習
- (5) 暴力行為等法令により禁止されている行為や学校時間内での飲酒・喫煙（登下校時も含む）
- (6) 有害物の所持及び不正行為
- (7) 定期券及び学生証の貸与や借用及び不正行為
- (8) 多額の金銭の所持及び金銭の貸借
- (9) 校内での宗教や政治活動及びその他類似活動
- (10) 無届の自動車やオートバイでの通学
- (11) 品位を疑われるような雑誌等の持ち込み
- (12) 授業中の飲食

※本校の学生としての品位を傷つけるような言動や身だしなみ等上記の行為をなした者は、口答指導の後、改善がみられない場合は、始末書又は反省文の提出を求めます。また行為の内容によっては学校運営会議等で審議を諮る場合があります。

3. 施設の利用について

1) 図書

- (1) 図書室の利用時間は8：30～17：00とする。
- (2) 図書の貸し出し・返却の際は、所定の手続きをすること。
貸し出し：貸し出しノートに必要事項を記入する。校内で使用する場合においても同様の手続きを行うこと。
返却時：貸し出しノートに返却日を記入し、元の場所に戻すこと。
- (3) 一度に貸し出しを受けられる図書の数は、1人2冊以内とする。
- (4) 貸し出し期間は7日以内とする。
- (5) 借りた本を破損・汚染した場合は、その状態によって弁償を求められることがある。

2) 傘の貸し出し

- (1) 傘の貸し出し・返却の際は、所定の手続きをすること。
貸し出し：貸し出しノートに必要事項を記入する。
返却時：貸し出しノートに返却日を記入し、教務室に返却する。
- (2) 1週間以内に必ず返却すること。

3) コピー

複写機器を使用する場合は、使用料金は1枚10円、両面コピーは20円とする。必ず教務に申し出ること。

コピー依頼時間は16:30~17:00とする。

試験問題に関わるコピーの依頼は、受け付けない。

4) 美化・清掃

常に整理整頓し、校内美化に努めること。

(1) 私物のゴミ等は、個人で持ち帰ること。

(2) 校内外のロッカーを使用する際は、各自責任をもって整理整頓に努めること。

5) 物品管理

(1) 校内備品等の破損、紛失した場合は、必ず教務に報告すること。状況に応じて弁償を求めることがある。

(2) 貴重品等の私物(財布・携帯電話等)はロッカーに入れて管理すること。

4. クラス運営について

1) クラス

(1) 毎学期2名の学級委員を選出する。

(2) 日直当番を設け、学級日誌をつける等当番業務を行うこと。

(3) 各教室の環境整備につとめること。

2) 学生への連絡

(1) 教務からの種々の連絡等は、教務室前の掲示板に掲示するので、登下校時に必ず確認すること。

(2) 外部からの電話の取次ぎは、緊急時のみ行うこととする。家族等に周知しておくこと。

3) 当番業務

(1) 学級日誌をつけること。

(2) 受講教室内の環境整備をすること。

5. 異常事態発生時の対応と緊急連絡について

1) 異常事態発生時及び学校から緊急連絡があった時は、学校の指示に従うこと。

2) 緊急連絡は学生緊急連絡網(入学後作成します)により迅速かつ明確に行うこと。

3) 災害時に伴う臨時休業は、学校長が決定する。

4) 台風時における体制

- (1) 登校前に、暴風警報が岐阜県西濃地域に発令されている場合は、下記のとおりとする。
 - ア 暴風警報が発令中は自宅待機とする。
 - イ 授業開始時刻の2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - ウ 授業開始時刻までに警報が解除された場合は、15時より授業を行う。ただし、授業開始時刻が午前9時の場合は、10時40分より授業を行う。
 - エ 授業開始時刻以降、引き続き警報が解除されない場合は、休校とする。ただし、授業開始時刻が午前9時の場合であって、午前11時20分までに警報が解除された場合は、13時20分より授業を行う。
 - オ 警報解除後に登校する場合において、公共交通機関の停止、道路・橋の損壊などで登校が危険な場合や自家の被害が著しい場合は、登校を見合わせて差し支えない。
 - カ 臨地実習は、午前7時から午前11時までの間に警報が解除された場合は、午後から実習を行う。午前11時を過ぎた後に警報が解除された場合は、休校とする。
- (2) 登校後に、暴風警報が岐阜県西濃地域に発令された場合は、学校長の指示に従う。
 - ア 発令時の気象状況（台風の中心の位置・規模・進行速度・方向等）、公共交通機関・道路の状況等を判断し、安全に帰宅できると認めたとうえで当日の授業を中止し、帰宅させる。
 - イ 遠距離通学者については、その帰宅が困難と認められる場合、その危険がなくなるまで学校に残し、安全に帰宅できるまで待機させる。
- (3) 西濃地域以外より通学する学生の登下校、当該地域に暴風警報が発令された場合、学校の指示に従う。

5) 大雨、雷、洪水、大雪警報発令時は、その都度学校長の指示に従う。

6) 地震発生時における体制及び応急処置

- (1) 在校中に地震が発生した場合
 - ア 直ちに授業を中止し、主震動が去るまでは落下物から身体を保護し勝手な行動を起こさない。（教室では机の下に入る・出入口の戸は開ける）
 - イ 火気等を使用中の場合は直ちに消火する。
 - ウ 主震動が去った後、人員の確認をする。
 - エ 職員・学生は、負傷者の有無を確認し、負傷者の応急処置を行う。
 - オ 二次災害発生の場合は、速やかに校舎外に退去し、事後の判断により行動する。
 - カ 建物、建物に付属する施設物（看板・窓枠・外壁等及び陳列物件の崩壊、転倒、落下の有無）の確認及び、火気使用設備器具の転倒、落下防止及び燃料等の有無の確認を行う。
- (2) 実習中に地震が発生した場合
 - ア 直ちに実習を中止し、実習施設管理者又は実習指導者の指示により行動する。
 - イ 地震が終息後、実習指導者（不在の場合は学生の班長）は速やかに状況を学校長に報告する。

7) 東海地震注意報の発表または地震警戒宣言発令時

- (1) 在校中に「東海地震注意報」が発表または「地震警戒宣言」が発令された場合は、学校長の指示に従い速やかに帰宅する。
- (2) 実習中に「東海地震注意報」が発表または「地震警戒宣言」が発令された場合は、実習施設管理者又は実習指導者の指示に従う。
- (3) 登下校途中に「東海地震注意報」が発表または「地震警戒宣言」が発令された場合は、その場から速やかに下校する。
- (4) 登校前に「東海地震注意報」が発表または「地震警戒宣言」が発令された場合は、登校しない。
- (5) 「東海地震注意報」が発表または「地震警戒宣言」が解除された場合は、「暴風警報」が解除された時と同じように対応する。解除の発表はニュースなどで確認すること。
- (6) 「東海地震注意報」が発表または「地震警戒宣言」が発令中は、休校とする。

8) 災害時の伝達体制

- (1) 登校前に災害発生のため、登校停止または臨時休業になった場合は、緊急連絡網にて連絡する。
- (2) 災害発生により、登校停止または臨時休校になった場合の各実習施設への連絡は学校が行う。
- (3) 災害発生時判断に窮する場合は、必ず学校へ連絡をし指示に従う。
- (4) 災害の被害状況により異なるが、学校への安否の報告は、電話（連絡網）・ハガキ等で、次のとおり行う。

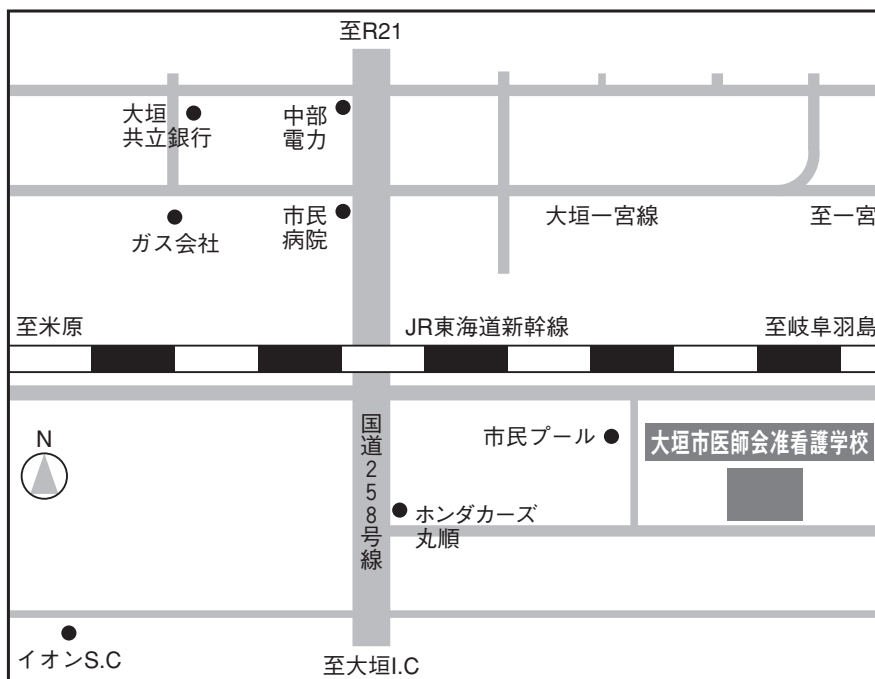
※報告事項	ア 学籍番号
	イ 学年・氏名
	ウ 怪我の有無（ある場合は、その程度）
	エ 自宅の被害状況（全壊・半壊・被害なし）
	オ 現在の住所及び連絡先
	カ 学校への連絡事項

9) 災害時における欠席日数に算入しない休業等の対応

- (1) 風・水・震・火災その他の非常災害による交通遮断の場合
 - ア 災害による交通遮断のため、学生が通学できない場合又は学生を学習させることが困難であると認められる場合は欠席日数に算入しない休業を認めるものとする。従って、単に交通遮断の恐れがあることのみをもっては、欠席日数に算入しない休業は認められない。
また、通常の場合、交通遮断の状態が回復すれば、学生は通学可能となるため、欠席日数に算入しない休業が認められる時間は、現に交通が遮断されていた時間に、交通遮断の状態が回復した後、通学に要する時間を加えた時間とする。
 - イ 非常災害には、風・水・震・火災のほか、豪雪・落雷等が考えられる。
- (2) 災害等により学生の自宅（現住所）が消失または破壊された場合は、その状況に応じて個別に判断し、欠席日数に算入しない休業を認めるものとする。

- 10) その他、この基準にない事項及び突発的事項が生じた場合、学校長・副校長は各関係機関等と連絡調整のうえ、万全を期するものとする。

6. 学校案内図



〈交通〉

○ バス

近鉄バス（大垣駅）

3番乗り場乗車 → 市民プール行き 市民プール下車 徒歩約5分

2番乗り場乗車 → 輪之内文化会館行き
今尾行き
海津市役所行き } 西濃運輸前下車 徒歩約10分

○ タクシー（大垣駅→本校） 約15分

（新幹線岐阜羽島駅→本校） 約30分

○ 名神高速道路大垣インター 約10分

7. 各種証明書・発行願・届出書類一覧

(表1)

様式	項目	提出事由	提出先	備考	
第2号	誓約書	入学時	教務(担任)		
第3号	誓約書	入学時	教務(担任)		
第4号	身元保証人変更届	身元保証人変更時	教務(担任)		
第5号	保証人変更届	保証人変更時	教務(担任)		
第6号	休学願	休学時	教務(担任)		
第7号	復学願	休学から復学する時	教務(担任)		
第8号	転学願	転入・転出する時	教務(担任)		
第9号	退学願	退学する時	教務(担任)		
1	証明書発行願	在学証明書	必要時	事務	一通:500円
		成績証明書	必要時	教務(担任)	一通:1,000円
		卒業見込証明書	必要時	事務	一通:500円
		卒業証明書	必要時	事務	一通:500円
		在籍証明書	必要時	事務	一通:500円
		教育訓練支援給付金受講証明書	必要時	事務	
		教育訓練給付受講証明書	必要時	事務	
		納入済学費証明書	必要時	事務	
	その他証明書	必要時	教務(担任)		
2	学割証発行願	必要時	事務		
3	在職証明書	医療機関に就職した時	教務(担任)		
4	退職証明書	医療機関を退職した時	教務(担任)		
5	車・オートバイ通学許可申請書	事由があり申請する時	教務(担任)	再発行:500円	
6	学生証・名札・駐車場許可証再発行願	紛失した時	事務	500円・写真添付	
7	本籍・住所・氏名 変更願	住民票・戸籍変更時	教務(担任)	添付書類あり	
8	通学証明書発行願	通学定期乗車券購入時	事務		
第12号	再試験願	再試験を希望する時	教務(担任)	一科目:2,000円	
第13号	追試験願	追試験を希望する時	教務(担任)	欠席事由の証明書類添付	
第14号	再実習願	再実習を希望する時	教務(担任)	一科目:5,000円	
第15号	追実習願	追実習を希望する時	教務(担任)	欠席事由の証明書類添付	
第16号	欠席・欠課・遅刻・早退・忌引 届	左記に該当する時	教務(担任)		
	学校感染症報告書	学校感染症罹患時	教務(担任)		

※証明書交付後6ヶ月を経過して受取りに来ない場合は証明書を破棄します。手数料は返金しません。

証明書発行願

令和 年 月 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号

年 組

氏 名

昭和 平成 年 月 日生 (歳)

下記のとおり証明書の発行をお願いいたします。

記

種類	部 教	理 由
在学証明書		
成績証明書		
卒業見込証明書		
卒業証明書		
在籍証明書		
その他証明書 ()		
教育訓練支援 給付金受講証明書	(※2カ月ごとに申請) 支給期間 年 月 日～ 年 月 日 申請期間 年 月 日～ 年 月 日	
教育訓練給付 受講証明書	(※6カ月ごとに申請) 支給期間 年 月 日～ 年 月 日 申請期間 年 月 日～ 年 月 日	
納入済学費証明書	支給期間 年 月 日～ 年 月 日 申請期間 年 月 日～ 年 月 日	

学割証発行願

令和 年 月 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号

年 組

氏 名

昭和 平成 年 月 日生 (歳)

下記のとおり学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行をお願いいたします。

乗車船区間	駅	経 由
乗車券の種類	駅 (いずれかに○をつける) 片道	周遊
必要枚数	往復	連続
使用目的	枚	
	(いずれかに○をつける) ・帰省 ・正課の教育活動 ・正課外の教育活動 ・就職又は受験 ・見学又は行事参加 ・傷病治療 ・保護者の旅行への随行	

注意：学割証の有効期限は発行日から3か月間です。ただし、2年生は在学期間中（3月31日まで）に限ります。

：学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）が指定した学校の学生が、JR各社の営業所で片道100キロメートルを超える区間を乗車する際に運賃が割引になる制度です。JR各社の利用に関し発行しているものですが、JRバス各社の高速バスや船等の学割について対象か否かは各社の営業規則により異なりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

：学割証の発行を希望する場合は、この用紙に必要事項を記入し申請してください。他の各種証明書の発行と同様に、受理してから1週間以内に交付します。申請した当日に交付することはできませんので余裕をもって申し込んでください。

処理欄

学割証発行番号 第 号 発行年月日 年 月 日

在職証明書

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号 _____
_____ 年 _____ 組

氏名 _____

雇用開始日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者は当院に在職（ する ・ している ） ことを証明します

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____
医療機関名 _____
院 長 名 _____

退職証明書

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号 _____
_____ 年 _____ 組

氏名 _____

退職年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のとおり当院を退職したことを証明します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____
住 所 _____
院 長 名 _____

車・オートバイ通学許可申請書

回 生	第	回 生	組
氏 名			
自宅住所	〒		
自宅TEL	()	-	
勤 務 先			
車 名			
登録番号	色：		
保険契約期間	年	月	日 ~ 年 月 日まで
駐車契約期間	年	月	日 ~ 年 月 日まで
申請理由 (公共交通機関での通学方法を具体的に書く)			

上記の事由により車・オートバイでの通学を許可くださいますよう、**運転免許証**
・自動車任意保険加入証明書のコピーを添えて申請いたします。

年 月 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学生証・名札・駐車場許可証再発行願

年 月 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号 _____
 _____ 年 _____ 組

氏 名 _____

下記の事由により (学生証・名札・駐車場許可証) の再発行をお願いいたします。

記

事由年月日	年 月 日
理 由	
場 所 (紛失・破損の場合)	

本籍・住所・氏名 変更願

年 月 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号 ー 年 組

氏 名

下記のとおり変更しましたので届出いたします。

記

本 籍	〒
住 所	電話番号 () -
ふりがな	
氏 名	
本 籍	
住 所	〒
ふりがな	電話番号 () -
氏 名	
変更年月日	年 月 日
変更理由	

※本籍、氏名変更の場合は、戸籍抄本を1通添付すること
住所変更の場合は、住民票を1通添付すること

通学証明書発行願

令和 年 月 日

大垣市医師会准看護学校長 様

学籍番号 ー 年 組

氏 名

昭和 平成 年 月 日生 (歳)

下記のとおり通学証明書の発行をお願いいたします。

通学者の居住地	
交通機関名	(いずれかに○をつける) 養鉄 近鉄 地下鉄 J R 名鉄 近鉄バス (その他)
通学区間	駅(停)から 駅(停)まで 経由
通学定期の種類	1 か月 3 か月 6 か月

処理欄

証明書発行番号 第 号 発行年月日 年 月 日

交通機関	指定番号
養老鉄道 (桑名⇨掛斐駅間)	岐阜 4
近畿鉄道 (桑名⇨名古屋駅間)	岐阜 4
近鉄バス	9
地下鉄	16-25
J R ・ 樽見鉄道	岐阜 48
名古屋鉄道	名鉄 65
三岐鉄道	210

業者一覧

(制服)

- トンボショップ アピタ大垣店
住所：大垣市林町6丁目80-21
TEL：0584-71-6006
FAX：0584-71-6007

(実習着)

- 株式会社 アートユニフォーム岐阜
住所：大垣市本町1-3
TEL：0584-81-2204

(教科書)

- 株式会社 方円堂書店
住所：大垣市禾森町3-6-1
TEL：0584-74-8101

(証明写真)

- スイトカメラ
住所：大垣市郭町2-17
TEL：0584-78-5568



大垣市医師会准看護学校

〒503-0856 大垣市新田町1丁目8番地
TEL: 0584-89-5802 FAX: 0584-89-5405
<https://www.ogaki.gifu.med.or.jp>

